

香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第42号

香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県中小企業者等に対する融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例（平成30年香川県条例第36号）の施行期日は、平成30年10月19日とする。